

## 第5章 財産区特別会計

### I. 概要

#### 1. 財産区の一般的意義

##### (1) 設立経緯

財産区は、主として市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を認められた特殊な地方公共団体であって、市制や町村制の施行の当初から行なわれている制度である。元々の財産区の制度は市町村制施行当時から引き続いて存在するものをその主たる規律の対象としていたのであったが、町村合併の促進のために、関係市町村間に基本財産等の所有の状態に著しい不均衡があり、これを統合して新市町村に帰属させようとするのが、かえって町村合併促進上適当でなく、特別に関係住民にその管理及び処分をさせる必要がある場合の措置として、町村合併の際の関係町村間の財産処分の協議により財産区を設置しうるとする特別な財産区設置手続きが町村合併促進法第23条において規定され、この規定を適用することにより設置された財産区も多く存在する。この場合、財産区は合併推進のために便宜的に設置されたものであり、その財産又は公の施設は、本来市町村有とされるべきものが例外的に財産区有となったものである。

研究目的で行われた調査によれば（「コモンズと地方自治」泉留維他共著 p.64 より）下記のような設置年代別の調査結果がある。調査資料は、平成19年3月末時点であり、アンケートによる調査のため全国すべての財産区を網羅してはいないが、概況を理解するには十分な資料であると判断した。

設置時期	財産区数
地方自治法施行（昭和22年5月3日）以前	1,361
うち明治時代に設置されたもの	1,317
うち大正時代に設置されたもの	10
うち昭和時代に設置されたもの	34
地方自治法施行後町村合併促進法施行（昭和28年10月1日）以前のもの	78
町村合併促進法施行後地方分権一括法施行（平成12年4月1日）以前のもの	1,544
地方分権一括法施行後のもの	57
不明・無回答	670
合 計	3,710

全国的な状況としては、町村合併促進法施行（昭和28年10月1日）以前に設置されていた財産区が1,439区（1,361区+78区）と町村合併促進法施行後に設置された財産区が1,601区（1,544区+57区）とほぼ半々の状況である。

大津市には、平成24年3月末時点で8つの財産区が存在しており設立年月日別にみると次のとおりとなる。

設立年月日	財産区名	旧町村名
昭和 34 年 12 月 19 日	橋本財産区、神領財産区、大江財産区、南大萱財産区、月輪財産区	旧瀬田町
昭和 35 年 6 月 10 日	桐生財産区	旧瀬田町
昭和 37 年 2 月 3 日	平野財産区、牧財産区	旧瀬田町

各財産区が設立された経緯の詳細については、資料が存在しないため不明であるが、大津市と旧瀬田町が合併したのが昭和 42 年 4 月 1 日であることを考えると、大津市内にある現在の財産区は大津市と旧瀬田町の合併に際して町村合併促進法第 23 条の適用を受け設立されたものと推測される。

[町村合併促進法]

(財産及び営造物の管理引継等)

第 23 条

- 4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないと認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第 7 条第 4 項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとするができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第 294 条第 1 項の財産区とする。

(2) 財産区の性質、能力、運営の基本方針

財産区の性質、能力、市町村の廃置分合又は境界変更に伴う財産区の設置手続、その他経費負担及び会計等に関しては地方自治法第 294 条に定められており、財産区運営の基本方針については同法第 296 条の 5 にそれぞれ規定が設けられている。

[地方自治法]

第 294 条

- 1 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。
- 2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- 3 前 2 項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

財産区の権能に関して「財産区は能力が限定されており、その所有し又は設置する財産

又は公の施設の管理及び処分の範囲内において、権能を有するにすぎない。市町村のように広くその事務を処理することを得ず、また、地方公共団体の組合のように、その事務が規約によって定まるものでもない。」(逐条地方自治法 松本英明著 学陽書房)とされている。

また、会計については第3項において、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」と定められており、特別会計によることを強制されているわけではないが、特別会計によることが望ましいとされており、大津市においては財産区特別会計を設け財務処理を行っている。

また、財産区運営の基本原則として、地方自治法では、

[地方自治法]

第296条の5

- 1 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。

とされている。

「その住民の福祉を増進」において、その住民すなわち財産区住民とは、旧来からの入会権者のみならず、入会権者以外の財産区住民を含むことになる。さらにこれは、財産区住民の全体的あるいは公共的利益の増進を意味するため、例えば財産区の収入を住民に分配するのは好ましくないとされている。後者は、財産区財産の収益は、財産区住民の範囲内で一人占めしてはいけない、他の地域の住民にもその利益を与えるべきであるということの意味する。((「コモンズと地方自治」泉留維他共著 p.48 より)

この両者はある意味で根本的に対立するものでもあり、市町村との一体性をそこなわないようにいかに財産区住民の福祉向上を目指すかの調整が重要となる。

(3) 財産区の財産

財産区の財産とは、不動産に限らず、現金や有価証券等も含まれる。また、財産区が所有し又は設置している公の施設の実例としては、土地、山林、建物、沼地、用水路、温泉、火葬場、漁業権、共同作業所等がある。全国の財産区の状況は総務省の調査によれば下記のとおりである。

財産区に関する調 地方自治月報より 平成 21 年 4 月 1 日現在

財産の種類	財産区の数 (区)	金額 (千円)
山林	2,058	—
原野	522	—
宅地	560	—
用水地・沼地	846	—
墓地	848	—
上記以外の土地	763	—
現金・有価証券	—	180,307,130
公民館 (区)	34	—
上水道 (区)	4	—
その他	59	—
合計	5,694	180,307,130

この資料によると、集計された財産区の合計数は 4,062 区であるので、1つの財産区が複数回答を行った結果である。財産の種類別では、山林、墓地に続き用水地・沼地が多くなっている。大津市の財産区の主な財産はため池であるためこの資料上は 3 番目に多い用水地・沼地に含まれている。

(4) 財産区の機関

地方自治法では、財産区の機関に関し以下のような規定がある。

[地方自治法]

第 295 条

財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めるときは、都道府県知事は、議会の議決を経て市町村又は特別区の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けて財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

第 296 条の 2

1 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。

財産区の機関については、法的に強制されていないため全国的にみても

- ・財産区の議会を設けている財産区 685 区
- ・管理会を設けている財産区 1,812 区
- ・総会を設けている財産区 9 区
- ・機関を設けない財産区 1,593 区

と 4 つに分かれ、機関を設けない財産区も多く存在するが、大津市では大津市財産区管理会条例を定め、基本的な議決や執行は大津市長が行うものの重要な事項については管理会の同意を要するものと定められている。同意を要する事項は大津市財産区管理会条例で下記のとおりである。

[大津市財産区管理条例]

第 8 条 市長は、財産区の財産又は公の施設の管理又は処分で、次の各号に該当するときは、管理会の同意を得なければならない。

- (1) 財産又は公の施設の全部を処分すること。
- (2) 財産の価値又は公の施設の利用価値を減少する処分をすること。
- (3) 財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更する処分をすること。
- (4) 財産又は公の施設の住民に対する使用関係の設定、制限、変更又は廃止をすること。
- (5) 重要な管理行為に関すること。
- (6) 財産又は公の施設の管理計画を定め、又は変更すること。
- (7) 使用料、加入金又は分担金に関すること。
- (8) 予定価格 50 万円以上の売買契約、供給契約又は請負契約を締結すること。
- (9) 毎年度の財産区の収入、支出及び決算に関すること。
- (10) この条例の改廃に関すること。

2. 各財産区の財産の状況

財産区は、設立当初からの土地を有するとともに、土地を売却したり、貸付を行ったりすることによって得られた現預金からなる基金を保有している。平成 23 年度末における保有残高は下記のとおりである。

(1) 大津市財産区保有基金の状況

① 平成 23 年度中の増減及び基金残高

(単位:千円)

財産区	平成 22 年度末残高	増加額	減少額	平成 23 年度末残高
橋本	166,392	—	4,549	161,843
神領	206,445	—	7,289	199,156
大江	200,386	—	4,096	196,290
南大萱	429,297	261,651	—	690,948
月輪	638,933	11,383	—	650,316
平野	89,581	—	2,178	87,403
牧	11,364	—	—	11,364
桐生	938	—	764	174
合 計	1,743,336	273,034	18,876	1,997,494

増加額の合計額 273,034 千円は、財産区歳出金額の積立金の合計金額と一致する。平成 23 年度は南大萱財産区では補助金返還の雑収入があったため、また、月輪財産区では財産売却収入があったため、基金が増加している。

減少額の合計額 18,876 千円は、財産区の歳入金額の繰入金の合計金額と一致する。

② 平成3年度時点との基金残高の比較

(単位：千円)

財産区	平成3年度末残高	平成23年度末残高	増減額
橋本	308,863	161,843	△147,020
神領	120,640	199,156	78,516
大江	341,600	196,290	△145,310
南大萱	23,497	690,948	667,451
月輪	111,195	650,316	539,121
平野	165,055	87,403	△77,652
牧	—	11,364	11,364
桐生	—	174	174
合 計	1,070,850	1,997,494	926,644

20年前と基金残高の比較をすると、財産区により基金が増加している財産区もあれば減少している財産区もあるが、合計金額では926,644千円増加している。主な要因としては、財産区域内で宅地化が進んだ南大萱財産区と月輪財産区が財産売却収入により基金が増加したものである。

(2) 財産区保有土地の状況

大津市の財産区が保有する土地の種類別内訳は次のとおりである。次表から明らかなように、大津市における財産区はため池の比率が面積割では83.5%と大半を占めている。財産区のため池の周辺は元々水田であった地域が多く水田の農業用水用のため池を部落共有としていたものが、市町村合併の際に財産区とされたものと推察される。

(平成23年度末土地保有状況)

(単位：㎡)

財産区	ため池	墓地	山林	保安林	その他	合 計
橋本	21,945	2,286	57	—	570	24,858
神領	27,679	—	2,687	2,138	7,731	40,235
大江	92,290	5,577	3,360	3,050	1,096	105,374
南大萱	174,962	7,049	1,070	30,677	922	214,680
月輪	95,567	2,866	4,651	—	—	103,084
平野	73,398	3,592	109	—	181	77,280
牧	6,163	2,161	—	7,871	450	16,645
桐生	40,138	1,136	7,192	2,608	4,071	55,145
合 計	532,143	24,667	19,126	46,344	15,023	637,304
割 合	83.5%	3.9%	3.0%	7.3%	2.3%	100%

土地の地目は登記簿上の地目で集計されており、中には登記簿上の地目はため池であるが、周辺の水田が宅地化されるに伴いため池としての用途は廃止され、現況は宅地になっているものもある。また、保有地の一部は有償あるいは無償で貸付が行われ、有償貸付の

場合には財産運用収入として歳入の一部に計上されている。

大津市の普通財産を貸し付ける場合には有償による貸付が原則であるが、「大津市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条では次のとおり定められており無償貸付を行うことも認めている。

[大津市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例]					
(普通財産の無償貸付又は減額貸付)					
第 4 条 普通財産は次の各号の 1 に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。					
(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するとき。					
(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。					

財産区の財産についても、上記第 4 条第 1 号を適用することにより無償貸付又は通常の賃料から減額した有償貸付が一部行われている。

<有償貸付>

財産区	相手方	用途	面積 (㎡)	貸付料 (千円)	減額率
南大萱	近畿地方整備局	大戸川ダム工事事務所	3,529	17,045	—
南大萱	大津市（道路管理課）	瀬田駅前自転車駐輪場	2,848	11,645	12%
南大萱	大津市（企業局）	上水道配水池	3,222	1,142	35%
南大萱	民間（3 件）	電柱等用地（3 件）	—	14	—
月輪	民間（2 件）	電柱等用地（2 件）	—	33	—
大江	大津市（消防局）	東消防署用地	6,809	4,000	88%
大江	大津市（企業局）	安全サービス課司令室東基地用地	444	1,195	33%
大江	瀬田商工会	事務所用地	996	600	87%
大江	民間（7 件）	地域住民駐車場用地	110	279	—
大江	民間（5 件）	電柱等用地（5 件）	1	16	—
神領	民間（2 件）	特別高圧送電線等用地	135	231	—
橋本	民間（4 件）	看板設置用地等（4 件）	6	28	—
牧	民間（1 件）	電柱等用地（1 件）	—	0	—

減額率は、土地の固定資産税評価額に基づいて計算された正規の貸付料に対して、どれだけの減額が行われたかを示す割合である。大津市が貸付を受けている 4 件の土地についてはすべて、減額が行われているが減額率は一定でなくまた、減額率を算定するルールも定められていない。

<無償貸付>

財産区	相手方	用途	面積 (㎡)
南大萱	大津市 (消防局)	防火水槽	53
南大萱	宮ノ口自治会	物置設置	17
南大萱	大津市 (児童クラブ課)	瀬田東児童クラブ	508
南大萱	大津市 (公園緑地課)	児童遊園地	300
月輪	大津市 (公園緑地課)	月輪大池公園	35,489
大江	瀬田浦水利組合	送水管理設	1
大江	瀬田学区自治連合会	大江会館別館、庄山会館	2,565
大江	大津市 (管財課)	滋賀県立アイスアリーナ用地	2,367
大江	神領東宮自治会	自治会倉庫用地	10
大江	庄山東自治会	消火栓器具箱の設置用地	0
神領	大津市 (市民スポーツ課)	瀬田南市民運動広場	8,970
神領	橋本神領水利組合	農業用水ポンプ用地	11
神領	神領農業組合	農業用水ポンプ用地	18
神領	大津市 (企業局)	ガス管理設用地	0
橋本	学校法人 (1 件)	案内標識設置	4
牧	大津市 (消防局)	防火水槽用地	30
牧	牧町自治会	多目的ふれあい広場用地	1,075
桐生	大津市 (企業局)	上水道管理設用地	3

無償貸付の相手先は、大津市、地元自治会等の地元団体である。主な貸付用途は、月輪財産区の月輪大池公園 35,489 ㎡、神領財産区の瀬田南市民運動広場 8,970 ㎡及び大江財産区の大江会館用地 2,565 ㎡及び県立アイスアリーナ用地 2,367 ㎡である。なお、大江財産区の滋賀県立アイスアリーナ用地は大江財産区から大津市 (管財課) へ貸付され、大津市 (管財課) から滋賀県へ無償貸付されている。

3. 財産区の歳入歳出決算状況

<歳入>歳入歳出決算書より

(単位:千円)

歳入	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
財産収入	67,045	68,517	45,194	79,194
財産運用収入	47,907	44,838	45,194	44,892
財産売払収入	19,138	23,679	—	34,301
繰入金	31,609	34,156	27,266	18,876
繰越金	5,352	7,195	8,540	6,603
諸収入	—	—	—	246,835
歳入合計	104,007	109,869	81,000	351,509

財産運用収入は、財産貸付収入と利子及び配当金が含まれる。

平成 20 年度から平成 22 年度までは、財産収入と基金からの繰入金で主に歳入を構成しているが、平成 23 年度は過年度に支出していた補助金が返還されたため、246,835 千円の雑収入が計上され歳入規模が膨らんでいる。

＜歳出＞歳入歳出決算書より

(単位：千円)

歳出	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
財産管理費				
橋本財産区財産管理費	6,156	13,348	4,834	5,938
神領財産区財産管理費	8,408	2,765	3,035	7,921
大江財産区財産管理費	26,263	25,129	17,666	12,639
南大萱財産区財産管理費	37,518	29,254	36,636	277,401
月輪財産区財産管理費	16,340	27,472	8,968	34,925
平野財産区財産管理費	2,059	2,778	3,240	2,066
牧財産区財産管理費	13	556	—	—
桐生財産区財産管理費	51	24	15	767
歳出合計	96,811	101,328	74,397	341,660
歳入歳出差引残額	7,195	8,540	6,603	9,848

歳出はすべて財産区ごとの財産管理費であるが、この財産管理費を支出区分ごとに集計をし直すと次のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
報酬	2,121	2,121	2,108	2,120
需用費他	198	242	366	624
役務費	1,876	1,487	13	2,338
委託料	6,925	6,088	6,787	7,540
工事請負費	9,954	2,366	699	3,682
補助金等	69,071	65,288	64,421	41,299
補償、補填及び賠償金	4,784	7,893	—	11,019
積立金	464	15,841	—	273,034
操出金	1,415	—	—	—
歳出合計	96,811	101,328	74,397	341,660
歳入歳出差引残額	7,195	8,540	6,603	9,848

大津市の場合、歳出の主な費目は補助金等であり、経常的に支出されている費目は報酬、委託料、需用費等である。

補助金等には、地元住民団体に対する運営費補助金及び財産の維持管理に関連する補助金が含まれる。

報酬は、各管理会において決定されているが、橋本財産区、大江財産区、南大萱財産区、月輪財産区では、年額会長 78,000 円、副会長 71,000 円、委員 65,000 円、神領財産区は一律年額 20,000 円、平野財産区は年額会長 20,000 円、副会長 15,000 円、委員 10,000 円、牧財産区、桐生財産区は報酬なしとなっている。

委託料は、ため池等の除草作業などを民間業者に委託するとともに、財産区財産の管理委託が自治連合会等によって行われている。平成 23 年度で実施されたのは下記のとおりである。

財産区	委託先	委託金額（千円）	財産区面積（㎡）
橋本	橋本自治連絡協議会	525	24,858
南大萱	瀬田北学区自治連合会	1,050	214,680
月輪	月輪自治会	787	103,084

#### 4. 各財産区別の平成23年度歳入歳出一覧

(単位:千円)

	橋本	神領	大江	南大萱	月輪	平野	牧	桐生	合計
財産貸付収入	28	231	6,091	29,847	33	—	0	—	36,233
利子及び配当金	1,360	818	713	1,799	3,505	406	51	4	8,659
不動産売払収入	—	—	2,556	—	31,745	—	—	—	34,301
繰入金	4,549	7,289	4,096	—	—	2,178	—	764	18,876
前期繰越金	1,842	705	1,191	1,030	532	591	555	155	6,603
雑入	—	—	—	246,835	—	—	—	—	246,835
収入合計	7,780	9,044	14,648	279,513	35,816	3,175	606	923	351,509
報酬	474	139	474	474	474	85	—	—	2,120
報償費	58	9	9	19	19	—	—	—	117
旅費	—	—	39	—	39	—	—	—	79
交際費	—	10	—	—	—	—	—	—	10
需用費	49	32	60	243	0	31	—	—	417
役務費	—	—	169	—	2,168	—	—	—	2,338
委託料	654	409	2,982	1,050	2,444	—	—	—	7,540
工事請負費	438	—	1,184	1,291	—	—	—	767	3,682
補助金等	4,263	7,320	7,281	12,671	7,813	1,950	—	—	41,299
補償金	—	—	437	—	10,581	—	—	—	11,019
積立金	—	—	—	261,651	11,383	—	—	—	273,034
支出合計	5,938	7,921	12,639	277,401	34,925	2,066	—	767	341,660
次年度繰越金	1,841	1,122	2,008	2,112	891	1,109	606	155	9,848

##### (1) 全般的状況

各財産区の決算を概観すると、基本的には財産貸付収入と利子及び配当金に基づき、財産の管理を行うが、不足分は不動産売払収入や過去の収入の取り崩しである繰入金をもって充当している。

支出の内容はすべて財産管理費であるが、主たる費用は補助金等となっている。

##### (2) 橋本財産区

経常的な収入源は基金から生じる利子収入 1,360 千円である。主な支出は補助金等 4,263 千円であり、基金からの繰入金 4,549 千円により収支均衡している状況である。

##### (3) 神領財産区

経常的な収入源は基金から生じる利子収入 818 千円である。主な支出は補助金等の 7,320

千円であるが、このうち 6,000 千円は自治会館建設の補助金であり、経常的に支出されるものではない。基金からの繰入金 7,289 千円により収支均衡している。

(4) 大江財産区

経常的な収入源は、財産貸付収入 6,091 千円（うち大津市に対するもの 5,195 千円）と基金から生じる利子収入 713 千円であり、主な支出は補助金等の 7,281 千円である。平成 23 年度は、財産の売却が行われたため、2,556 千円の臨時的な収入が計上されている。

(5) 南大萱財産区

経常的な収入源は、財産貸付収入 29,847 千円（うち大津市に対するもの 12,787 千円）と基金から生じる利子収入 1,799 千円であり、主な支出は補助金等の 12,671 千円と財産管理のための委託料 1,050 千円と工事請負費 1,291 千円である。

その他、臨時的な収入として過去に支出した補助金の返還を雑収入として受け入れたものが 246,835 千円あり、この収入額と経常的な収支余剰金 14,816 千円を合わせ、261,651 千円を積立金として基金に繰入れを行っている。平成 23 年度末時点で基金残高は 690,948 千円になっている。

(6) 月輪財産区

経常的な収入源は、基金から生じる利子収入 3,505 千円であり、主な支出は補助金等 7,813 千円及び財産管理のための委託料 2,444 千円である。

その他臨時的な収入として不動産売払収入 31,745 千円があり、売却に伴い支払われた水利権の補償料 10,581 千円及び役務費 2,168 千円を差引、経常的な収支不足を補った残額 11,383 千円を積立金として基金に繰入れている。平成 23 年度末時点で基金残高は 650,316 千円になっている。

(7) 平野財産区

経常的な収入源は基金から生じる利子収入 406 千円である。主な支出は補助金等 1,950 千円であり、基金からの繰入金 2,178 千円により収支均衡している状況である。

(8) 牧財産区

経常的な収入源は、基金から生じる利子収入 51 千円であり、支出は行われていない。

(9) 桐生財産区

経常的な収入源は、ほとんどない。支出は工事請負費 767 千円の支出があったが、基金からの繰入金 764 千円によって賄われ、基金の平成 23 年度末残高は 174 千円となっている。

## 5. 滋賀県内の他の市町の財産区の決算状況

参考として、滋賀県内の特別会計を設けている財産区の状況を掲げるが、補助金支出の内容までは分からないが、補助金支出自体があまり行われていないことがわかる。他の市町では主な支出は財産費である。

滋賀県内の他市町の財産区の決算状況（市町行財政統計年報平成22年度の決算数値より）  
 (収入の部) (単位：千円)

市町名	財産区数	都道府県 支出金	財産収入	繰入金	その他収入	収入合計
大津市	8	—	45,194	27,266	8,541	81,001
彦根市	5	445	198	1,010	7,643	9,296
長浜市	—	—	—	—	—	—
近江八幡市	31	—	5,100	—	—	5,100
草津市	25	—	26,439	106,913	10,705	144,057
守山市	—	—	—	—	—	—
栗東市	—	—	—	—	—	—
甲賀市	7	—	1,100	2,100	177,588	180,788
野洲市	1	—	171	4,500	543	5,214
湖南市	—	—	—	—	—	—
高島市	18	2,111	14,841	—	8,961	25,913
東近江市	1	—	1	13	407	421
米原市	3	—	9,985	10,540	205	20,730
市計	99	2,556	103,029	152,342	214,593	472,520
日野町	5	—	2,455	—	103	2,558
竜王町	—	—	—	—	—	—
愛荘町	—	—	—	—	—	—
豊郷町	—	—	—	—	—	—
甲良町	—	—	—	—	—	—
多賀町	4	—	418	—	1,671	2,089
町計	9	—	2,873	—	1,774	4,647
県計	108	2,556	105,902	152,342	216,367	477,167

(支出の部)

(単位：千円)

市町名	総務費	財産費	住民等への補助金	積立金	その他支出	支出合計	収入支出差引額
大津市	2,489	7,487	64,422	—	—	74,398	6,603
彦根市	1,323	1,618	220	—	—	3,161	6,135
長浜市	—	—	—	—	—	—	—
近江八幡市	5,100	—	—	—	—	5,100	—
草津市	8,950	97,963	—	37,144	—	144,057	—
守山市	—	—	—	—	—	—	—
栗東市	—	—	—	—	—	—	—
甲賀市	5,819	3,785	1,891	—	890	12,385	168,403
野洲市	125	424	4,501	—	—	5,050	164
湖南市	—	—	—	—	—	—	—
高島市	3,139	2,694	—	11,800	—	17,633	8,280
東近江市	168	—	—	—	—	168	253
米原市	204	10,701	—	9,824	—	20,729	1
市計	27,317	124,672	71,034	58,768	890	282,681	189,839
日野町	120	—	2,208	56	—	2,384	174
竜王町	—	—	—	—	—	—	—
愛荘町	—	—	—	—	—	—	—
豊郷町	—	—	—	—	—	—	—
甲良町	—	—	—	—	—	—	—
多賀町	68	1,010	—	—	—	1,078	1,011
町計	188	1,010	2,208	56	—	3,462	1,185
県計	27,505	125,682	73,242	58,824	890	286,143	191,024

## II. 監査手続

- (1) 財産区の事務処理を担当している総務部管財課の担当者より財産区の概要についてヒアリングを実施した。
- (2) 歳入歳出決算書、及びその明細書より決算数値の分析を実施した。
- (3) 決裁書に基づき、収入、支出の基礎資料を確認した。
- (4) 地方自治小六法等により法令への準拠性を確認した。
- (5) 財産区の主な保有土地を視察した。

### Ⅲ. 監査結果

#### 1. (仮称) 第二南大萱会館に対する補助金の返還

昭和 63 年 1 月に南大萱財産区は、人口増により既存墓地が狭隘となったことから、地域住民の福祉の増進に寄与する目的で南大萱財産区の土地の一部 (56,311 m<sup>2</sup>) を財団法人瀬田南大萱霊園 (以下「霊園」という。) に無償譲渡した。その後、平成 5 年に、無償譲渡した土地の一部 (6,555 m<sup>2</sup>) が名神高速道路の拡幅用地となったが、霊園では直接売買ができないこと (指定用途のため) から、南大萱財産区へ土地 (6,555 m<sup>2</sup>) を返還し、南大萱財産区から日本道路公団に 412,987 千円で譲渡した。ただし、この返還により霊園の基本財産が減少するため、その補填として南大萱財産区が得た金額 (412,987 千円) から事務費 (20,650 千円) を差し引いた 392,337 千円を南大萱財産区は、平成 5 年 9 月 29 日付で (仮称) 第二南大萱会館新築事業にかかる補助金として霊園に交付した。それに対して、平成 22 年 9 月 1 日付けで「(仮称) 第二南大萱会館新築補助に係わる完了について」が霊園より提出され、補助金額が 146,975 千円に確定されたため、過払分について協議が重ねられ、差額の 245,361 千円と工事完了日である平成 22 年 4 月 30 日の翌日から返還日である平成 23 年 12 月 27 日までの利息額 1,473 千円の合計 246,835 千円が霊園から南大萱財産区に返還された。南大萱財産区では、246,835 千円を雑収入として収入計上を行った。

##### (1) 建物の設計変更について

当初の補助金交付申請によれば、建設地は霊園内であるものの使用に当たっては、広く地域住民に開放され自治会館的要素も強く地域住民の福祉の増進につながるため、建設補助を行うとされている。平成 5 年当時の補助金額決定の基礎となった計画によればコミュニティホール棟を含む総床面積 1,741 m<sup>2</sup>の建物が建設される予定であった。

しかし、現実には総床面積 241 m<sup>2</sup>の瀬田南大萱霊園管理事務所が建設され、自治会館的要素は極めて少なく、面積も大幅に縮減されており、補助金申請当初の予定とは大幅に異なるものが建設された。

当初予定がこれだけ大きく変更された建物について、補助金の事業実績として認めるのであれば、事業の着工前に変更手続きを正式に行うことが必要であった。

##### (2) 補助対象金額の内容

補助対象となった 146,975 千円の内訳は、南進入道路建設工事 30,712 千円 (平成 9 年度に完工) 並びに管理事務所新築関係費 116,263 千円 (平成 21 年度～平成 22 年度に完工) であるが、当該補助対象経費の中には、当初の補助目的と合致しない内容も含んでいることから、補助対象として妥当であるか否かを十分に検討する必要があった。

##### (3) 交付から確定までの長期化

補助金 392,337 千円を交付されたのが、平成 5 年 9 月であり、建物工事の請負契約が平成 21 年 5 月に締結され、事業完了が平成 22 年 4 月となっている。

補助金の交付が補助事業に先行して行われたうえ、長期間にわたり事業が行われなかったことは問題であった。

#### (4) 覚書の締結について

今回返還を受けた 245,361 千円を限度として、今後 10 年間にわたり瀬田南大萱霊園整備事業補助を行うという覚書を締結されている。補助対象事業は、護岸整備事業、進入路及び散策路整備事業、公園整備事業、防災設備設置事業、監視カメラ設置事業、墓地内バリアフリー設置事業、墓地造成事業、災害復旧事業である。

覚書を交換するに至った経緯については、霊園から補助金の残額について返還を求めるために弁護士の意見を踏まえ、また、霊園との再三の協議のなかで決まったとのことであるが、今回の覚書を締結することによって、本来自治会館の建設補助であったものが、霊園の墓地造成事業等についても補助することになってしまった。今後行われていく補助事業については、財産区の法的能力としてどこまでの補助がなし得るのかという権能上の問題がある点も考慮され、補助金の執行については慎重に検討されたい。



瀬田南大萱霊園内に建つ霊園管理事務所（仮称）第 2 南大萱会館として建てられた。

## 2. 財産の管理上必要のない補助金支出について

平成 23 年度に財産区から支出された補助金の一覧は次の表のとおりである。表の右端の欄の「管理上の必要性」は、支出された補助金が財産区の財産のうち、公の施設の管理上必要であったか否かの観点から、管理上必要であったものには「○」を、管理上不要であったものには「×」を付している。

平成 23 年度 財産区から支出された補助金の一覧表

(単位：千円)

財産区	補助先	補助内容	金額	管理上の 必要性
橋本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助金	2,000	×
		防火対策事業に伴う補助金	184	×
		防災対策事業に伴う補助金	590	×
		自治会館整備費補助	1,194	×
		住民ふれあい事業基盤整備	294	×
		(小計)	(4,263)	
神領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助金	1,000	×
		防火対策事業に伴う補助金	110	×
		ごみ集積所設置事業補助	209	×
		上宮自治会館新築工事費補助	6,000	×
		(小計)	(7,320)	
大江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営費補助金	5,500	×
		大江会館別館運営費補助金	500	×
		防災対策事業に伴う補助金	1,004	×
		防災公園視察研修に伴う補助金	277	×
		(小計)	(7,281)	
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助金	4,830	×
		自治連合会館管理運営事業費補助金	3,249	×
		除草等美化清掃事業補助金	2,520	○
		一里山会館関連改修工事補助金	835	×
		南大萱会館照明取替補助金	795	×
		下酢子池防護柵修繕工事補助金	115	○
		水中ポンプ取替工事地元負担分補助	133	×
		水路改修工事補助金	192	×
		(小計)	(12,671)	
月輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助金	7,500	×
	瀬田東学区自治連合会	自主防犯活動先進地視察研修費補助	313	×
	(小計)	(7,813)		
平野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助金	1,950	×
		(小計)	(1,950)	
		(合計)	(41,299)	

補助内容を検討するとすべての補助金が地元住民の福祉のために支出されたものと判断できるが、財産区の財産のうち公の施設を管理するために支出されたと判断できるものは 2,635 千円にすぎない。

財産区の権能は前述したように「財産区は能力が限定されており、その所有し又は設置する財産又は公の施設の管理及び処分の範囲内において、権能を有するにすぎない。」とされている。

大津市は、地元住民の福祉増進のため、各財産区から地元住民団体へ補助金の支出を行っているが、そもそも財産区の権能から考えたとき、支出できるのか否かが問題となる。

行政実例（平成 24 年度版地方自治小六法）では、「財産区がその財産又は営造物の管理上必要な限度をこえてする補助金の支出は違法である。」（昭和 35 年 4 月 18 日）と記載されている。行政実例は、特定の具体的事件の解決のために示される所管省庁による法令の解釈、運用についての見解であり、法律というわけではないが、実務を行う参考にすべき実例である。

この点大津市の見解としては、「財産区の財産又は公の施設から生じる収入は、財産区の運営（財産又は公の施設の維持管理を含めて）に要する経費に充当すべきものであり、当該補助金の支出に際しては、財産区管理会の同意、また市議会の議決があれば問題はないと解する。」とされている。

確かに、財産区管理会の同意も得ており、特別会計の予算、決算の承認手続を通じて大津市議会の議決も得られているので、財産区が恣意に地域住民に補助することは不可能であるが、法解釈や行政実例との兼ね合いもあるので、これらの事項を総合的に検討し、財産区から地域住民にどのような方法で補助することが妥当か再検討されたい。

### 3. 運営費補助金の確定手続きについて

各財産区から地元自治連合会等に運営費補助金が支出されている。平成 23 年度における各財産区から地元自治連合会等への運営費補助金は次表のとおりである。

（単位：千円）

財産区	補助事業者	補助事業の名称	補助金額
橋本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助事業	2,000
神領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助事業	1,000
大江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営費補助事業	5,500
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助事業	4,830
月輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助事業	7,500
平野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助事業	1,950
合 計			22,780

#### (1) 補助金交付先の決算書の吟味

運営費補助金の補助金額確定に際しては、補助金交付先より「補助事業実績報告書」が補助金交付先の決算書とともに提出され、補助金交付先の決算書の内容を確認し補助金額が確定されている。

しかし、提出された地元自治連合会等の決算書においては、財産区が支出を行った事業費等の補助金〔資料1〕や財産管理業務委託料〔資料2〕が決算書に未計上となっているものが多くみられる。補助金の交付や委託料の支払いについては、地元自治連合会等から提出された請求書に基づき指定金融機関の口座に支払われており、地元自治連合会等からすれば、通帳に基づき帳簿どおり決算書を作成していけば、受取金額はすべて決算書に計上されるのが通常である。

運営費補助金の補助金額の確定に際して、決算書により収支内容を確認するのであれば、少なくとも自らが支出した補助金や委託料が決算書に計上されていることは確認すべきである。また、決算書の作成責任自体は補助先（地元自治連合会等）にあるものの、財産区が支出している運営費補助金は毎期継続的に同一団体に支出されているのであり、決算書の作成の指導も行うべきであると考えらる。

[資料 1]財産区から支出された補助金が補助先の決算書に計上されているか否かの一覧表  
(単位：千円)

財産区	補助先	補助内容	金額	補助先の決算書に計上されているか
橋本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助金	2,000	○
		防火対策事業に伴う補助金	184	×
		防災対策事業に伴う補助金	590	×
		自治会館整備費補助	1,194	×
		住民ふれあい事業基盤整備	294	×
		(小計)	(4,263)	
神領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助金	1,000	○
		防火対策事業に伴う補助金	110	○
		ごみ集積所設置事業補助	209	○
		上宮自治会館新築工事費補助	6,000	○
		(小計)	(7,320)	
大江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営費補助金	5,500	○
		大江会館別館運営費補助金	500	×
		防災対策事業に伴う補助金	1,004	×
		防災公園視察研修に伴う補助金	277	×
		(小計)	(7,281)	
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助金	4,830	○
		自治連合会館管理運営事業費補助金	3,249	×
		除草等美化清掃事業補助金	2,520	×
		一里山会館関連改修工事補助金	835	×
		南大萱会館照明取替補助金	795	×
		下酢子池防護柵修繕工事補助金	115	×
		水中ポンプ取替工事地元負担分補助	133	×
		水路改修工事補助金	192	×
		(小計)	(12,671)	
月輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助金	7,500	○
	瀬田東学区自治連合会	自主防犯活動先進地視察研修費補助	313	—
	(小計)	(7,813)		
平野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助金	1,950	○
		(小計)	(1,950)	
		(合計)	(41,299)	

表の右端の欄の「補助先の決算書に計上されているか」は、支出された補助金が補助先の決算書に計上されていれば「○」を、決算書には計上されていなければ「×」を付している。「×」を付した補助金についても補助を行った事実関係に問題があるわけではなく収入支出ともに決算書に計上されていない点が問題である。

[資料 2] 財産管理業務の委託先及び委託金額

(単位：千円)

財産区	委託先	委託金額	委託先の決算書に計上されているか
橋本	橋本自治連絡協議会	525	×
南大萱	瀬田北学区自治連合会	1,050	×
月輪	月輪自治会	787	×

3 団体とも各財産区から受け取った財産管理業務委託料が委託先の決算書には収入計上されず、出金されている。

計上されなかった委託料は、次のとおり処理されているとのことであった。

橋本自治連絡協議会	一斉清掃等の諸経費に充当
瀬田北学区自治連合会	南大萱会館、一里山自治会館の運営助成金 525 千円 南大萱町会会計へ 525 千円
月輪自治会	財産管理業務用の別会計で管理

## (2) 補助事業者が行う助成金支出

補助事業者（地元自治連合会等）の各決算書を見ると、地元自治連合会等に関連する各種団体への助成が行われているが、各財産区では助成団体の活動内容や目的等については基本的に確認されていない。

次の表は、各財産区から運営費補助事業として地元自治会等へどれだけの運営費補助を行ったか示すとともに、右端の「支出助成金」の欄は、運営費補助金を受けた地元自治連合会等が、どれだけの支出助成金を支払っているかを示す表である。例えば、大江財産区の場合には、大江財産区が瀬田学区自治連合会に 5,500 千円の運営費補助金を支出しており、補助金を収受した瀬田学区自治連合会は地元団体等に 5,059 千円の支出助成を行っていることを示している。（ただし、直接的に特定団体への助成目的として補助金が交付されているものではない。）

(単位：千円)

財産区	補助事業者	補助事業の名称	補助金額	支出助成金
橋本	橋本自治連絡協議会	橋本自治連絡協議会運営費補助事業	2,000	530
神領	神領自治連絡協議会	神領自治連絡協議会運営費補助事業	1,000	628
大江	瀬田学区自治連合会	瀬田学区自治連合会運営補助事業	5,500	5,095
南大萱	瀬田北学区自治連合会	瀬田北学区自治連合会運営費補助事業	4,830	1,640
月輪	月輪自治会	月輪自治会運営費補助事業	7,500	1,380
平野	平野町自治会	平野町自治会運営費補助事業	1,950	814

直接的に特定団体への助成目的ではないとしても、当該補助金の補助対象経費であるものについては、事前に団体名、助成を行う内容、金額を確認しておくべきである。

#### 4. 補償金の算定について

平成 23 年度、月輪財産区においてため池の売却が行われ、それに伴い水利権の消滅が認定され補償費の支払いが行われた。補償金額は、権利消滅に関する契約書、権利配分確認書で、土地所有者と水利権者の割合を

土地所有者（月輪財産区） 3分の2

水利権者（月輪水利組合） 3分の1

と確認し、当該契約書及び確認書に基づき水利権の消滅に係わる補償金を

31,745 千円（売却代金）×1/3=10,581 千円（水利権の補償額）

が月輪水利組合に支払われた。

ため池を売却する場合は、慣行水利権として、財産区管理会と水利組合との協議により水利補償（今回の場合は補償割合 3分の1）を行ってきたとのことである。

しかし、水利権の補償という評価が難しい支払について、当事者の合意だけでなく不動産鑑定士や補償コンサルタントなどの第三者からの証明書を入手するか、あるいは公共事業の補償細則に基づくなど、両者の協議だけでなく補償額の合理性を明示された上で補償額を確定すべきである。

##### 参考（公共事業の補償細則）

第 10 基準第 23 条（水を利用する権利等の消滅に係る補償）は、次により処理する。

- 1 水を利用する権利の消滅とは、事業の施行により全面的に、又は部分的に水を利用する権利の行使が不可能となる場合をいう。
- 2 水を利用する権利（以下「水利権」という。）とは、行政官庁の特許又は慣行によって生じ、公水を継続的、排他的に利用する権利で灌漑、飲料、鉱工業、発電等の目的のために使用する権利をいう。
- 3 水の一般使用（遊泳、洗濯、吸水等）及び、許可使用であっても社会通念上権利と認められる程度にまで成熟していないものは、補償の対象としない。
- 4 消滅させる水利権に関する補償額は、次により算定した額とする。
  - (1) 灌漑用水利権については、当該権利が行使されている土地の平均年間純収益額の水利権の消滅による減少額を年利率（8 パーセント）で除して得た額、その他それぞれの実情に応じて適正に算定して得た額
  - (2) 飲料用水利権については、その障害を除去し、又は予防する施設の設置が可能かつ適当である場合は、その施設の設置又は改造を行って提供し、若しくはその施設の設置又は改造に要する費用相当額
  - (3) 鉱工業用水利権については、当該水利権をその用に供している事業の平均年間純収益額の水利権の消滅による減少額を年利率（8 パーセント）で除して得た額、その他それぞれの事情に応じて適正に算定して得た額
  - (4) 特許を受けた後、その全部又は一部については未開発のまま放置されている水利権であって、将来の収益が不確定なものについては、その水利権に関して投下された適正な費用を現価に換算して得た額。この場合において、投下費用については、他の同種事業における資本投下の状態と比較する等適宜その適否を検討し、適正でないことが明らかに認められる費用は、補償の対象から除外する。

#### IV. 意見

##### 1. 大津市に対する財産貸付収入

財産区が保有する土地を大津市に貸し付ける場合に、有償で貸し付ける場合と無償で貸し付ける場合があり、その区分けは明確にルールが定められている訳ではなく、個別に財産区管理者（大津市長）と大津市が交渉により決定している。しかし、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分は、財産区管理会の同意を得なければならない（地方自治法第 296 条の 3 第 1 項）ので、実質的な交渉は各財産区管理会の委員と大津市とによって行われている。

財産区が大津市に貸し付けている土地は下記のとおりである。

財産区	相手方	用途	面積 (㎡)	貸付料 (千円)	減額率
南大萱	大津市（道路管理課）	瀬田駅前自転車駐輪場	2,848	11,645	12%
南大萱	大津市（企業局）	上水道配水池	3,222	1,142	35%
大江	大津市（消防局）	東消防署用地	6,809	4,000	88%
大江	大津市（企業局）	安全サービス課司令室東基地用地	444	1,195	33%
南大萱	大津市（消防局）	防火水槽	53	無償	
南大萱	大津市（児童クラブ課）	瀬田東児童クラブ	508		
南大萱	大津市（公園緑地課）	児童遊園地	300		
月輪	大津市（公園緑地課）	月輪大池公園	35,489		
大江	大津市（管財課）	滋賀県立アイスアリーナ用地	2,367		
神領	大津市（市民スポーツ課）	瀬田南市民運動広場	8,970		
神領	大津市（企業局）	ガス管理設用地	0		
牧	大津市（消防局）	防火水槽用地	30		
桐生	大津市（企業局）	上水道管理設用地	3		

有償貸付が行われているとはいえ、正規の賃料と比べると一定の減額は行われており、公共利用を行うことに対する配慮はされている。しかし、有償貸付されている用途をみると南大萱財産区の場合は、瀬田駅前駐輪場と配水池であり（貸付料合計 12,787 千円）、また、大江財産区は消防署用地と企業局の安全サービス基地用地であり（貸付料合計 5,195 千円）、極めて公共性が高くかつ地域住民の福祉にも寄与するものであると考えられる。

地方自治法 296 条の 5 によれば、「財産区は財産の管理及び処分をする際に財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない」とされており、上記の貸付については公共性が高い利用状況にあり、消防署や上水道配水池等が所在していること自体が地域住民の福祉にもなっているとも考えられ、市町村との一体性の観点から無償により貸付を行うことの妥当性も含め貸付等のあり方について検討されたい。

## 2. 財産区の収入の活用

各財産区において、財産収入や財産売払収入等から、財産区の財産管理費に充当した後の剰余金は、各財産区の基金として積立が行われている。しかし、財産区が年々相当多額の収益を挙げ、これを財産管理費に充当しても、相当の剰余金を得る場合には、市が行なうべき事業（財産区としてはその機能に属さない事業）に充当ができ、充当した収入の用途等は制限を受けない。つまり、財産区の住民以外の者のために支出することを妨げないものである。（地方自治法第 296 条の 5 第 2 項）。

[地方自治法]

### 第 296 条の 5

2 財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生じる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。

この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

今日まで財産区財産の管理、処分等の活用に関して、潜在的な意識として、それぞれの区域住民が有する固有の権利と理解され、大津市においても区域住民が管理するものという認識の下で財産区の運営に当たってきたように思われる。

しかし、財産区財産は沿革的にも、合併前の町村が所有していたと認められること、その後において市町村の合併を促進するため財産区制度が導入されたこと、さらには地方自治法第 296 条の 5 第 2 項に規定されているように、大津市が実施する事業の財源の一部として活用することにより、全体としての行政運営に資することが期待されているものと考えられることから、今後、財産区財産の管理、運営のあり方について抜本的に検討されるよう望みたい。

## 第6章 駐車場事業特別会計

### I. 概要

#### 1. 公共駐車場の目的と役割

年々増加する車両により、大津市内の自動車保有台数は20万台を超しており、1世帯当たり約1.6台の自動車を保有していることになる。

また、大津市内にはJR西日本、京阪電気鉄道が通っており、多くの駅がある。1日1万人以上が乗降する駅が大津市内に4駅存在する。

大津市内の駐車場不足、交通渋滞の緩和、路上駐車をなくすために、公共駐車場は一定の役割を果たしている。中心市街地における安定的な駐車スペースの供給を行うことで、中心市街地再生にも寄与している。

また、大津市では交通渋滞の緩和、地球温暖化の抑制などを目的として、浜大津駅に隣接した駐車場を利用し、京阪電車に乗り換えて移動する「パーク&ライド」を実施している。「パーク&ライド」を利用することで、煩わしい渋滞や駐車場探しから開放されるだけでなく、環境面でも大きな効果が期待できる。

大津市内の主要な駅（年間100万人以上の乗車人員がある駅）

JR 西日本	琵琶湖線	大津駅 - 膳所駅 - 石山駅 - 瀬田駅
	湖西線	大津京駅 - 唐崎駅 - 比叡山坂本駅 - おごと温泉駅 - 堅田駅 - 小野駅 - 和邇駅
京阪電気 鉄道	京津線	—
	石山坂本線	坂本駅-滋賀里駅-皇子山駅-別所駅-浜大津駅-石場駅 - 京阪膳所駅-膳所本町駅-京阪石山駅-石山寺駅

## 2. 駐車場の概要

不特定多数が利用する時間貸駐車場は、公共駐車場として区分され、大津市内の主要な駅周辺に 7 カ所公共駐車場が整備されている。公共駐車場では、現金だけではなく、回数券、プリペイドカード、定期券などが利用できる。

7 カ所すべての公共駐車場は、入庫後最初の 30 分は無料としている。さらに、特定の天津市公共施設利用者は 1 時間無料、障害者は 2 時間無料が追加される。

また、利用者が特定される月極契約の駐車場は、市内 6 カ所を管理している。

それぞれの駐車場の概要をまとめると以下のとおりとなる。

### (1) 公共駐車場

#### ①大津京駅前公共駐車場（昭和 58 年 4 月開設）

所在地	皇子が丘 2-7-24
構造・形式	平面自走式
収容台数	165 台
営業時間	24 時間
駐車場管理方法	巡回管理

JR 湖西線大津京駅前に位置する平面駐車場。管理人は常駐していない。

#### ②明日都浜大津公共駐車場（平成 10 年 3 月開設）

所在地	浜大津 4-1-1
構造・形式	立体自走式
収容台数	381 台
営業時間	24 時間
駐車場管理方法	常駐管理

明日都浜大津施設内にある駐車場である。明日都浜大津は、大津市が第 3 セクター方式で運営しており、京阪浜大津駅前にあり、京阪浜大津駅とペディストリアンデッキで直結している商業・天津市の公共施設とマンションの複合施設である。

#### ③浜大津公共駐車場（平成 10 年 3 月開設）

所在地	浜大津 1-3-32
構造・形式	立体自走式
収容台数	247 台
営業時間	24 時間
駐車場管理方法	常駐管理

京阪浜大津駅に隣接する駐車場である。周辺には、商業施設浜大津アークスがある。明日都浜大津公共駐車場と隣接しており、駐車場管理は明日都浜大津公共駐車場と浜大津公共駐車場は、一体として行われている。浜大津公共駐車場内に管理事務所がある。

④大津駅南口公共駐車場（平成 12 年 2 月開設）

所在地	逢阪 1-1-1
構造・形式	地下機械式
収容台数	117 台
営業時間	6:00～24:00
駐車場管理方法	常駐管理

JR 大津駅南口にあり、ホテルもあるプエルタ大津内の地下駐車場である。地下駐車場の昇降機が駐車場管理員の操作が必要であるため、営業時間は 24 時間ではない。

⑤大津駅北口公共駐車場（昭和 49 年 10 月開設）

所在地	京町 3-1-3
構造・形式	自走/機械式
収容台数	152 台
営業時間	24 時間（定期利用は 8:00～21:00）
駐車場管理方法	常駐管理

JR 大津駅北口にあり、周辺には公共施設が多く、それらの利用者やビジネスでの利用が多い。傾斜地を利用しており、一部の駐車場区域には高さ制限があるため、事故防止のため駐車場管理人が必要となる。

⑥膳所駅前公共駐車場（平成 19 年 4 月開設）

所在地	馬場 2-11-30
構造・形式	平面自走式
収容台数	260 台
営業時間	24 時間
駐車場管理方法	巡回管理

JR 膳所駅、京阪膳所駅に隣接する平面式駐車場。管理人は常駐していない。平成 23 年度には、当駐車場よりもさらに駅に近い他社の駐車場が開業した。

⑦晴嵐公共駐車場（昭和 48 年 5 月開設）

所在地	栗津町 7-11
構造・形式	平面自走式（フラップ板式）
収容台数	21 台
営業時間	24 時間
駐車場管理方法	巡回管理

JR 石山駅から徒歩 5 分の晴嵐商店街に位置する。管理人は常駐していないが、併設する大津市晴嵐第二駐車場には管理人が常駐しているため、回数券の販売などの手続きを委託している。

（2）月極駐車場一覧

名称	所在地	開設年月	構造・形式	収容台数	営業時間	駐車料金 (月額)
唐崎駅前 月極駐車場	唐崎二 丁目	S59.5	立体自 走式	166 台	24 時間	7,350 円
逢阪 月極駐車場	御幸町	S59.2	平面自 走式	28 台		11,000 円
逢阪第二 月極駐車場	御幸町	H6.4	平面自 走式	8 台		11,000 円
垣内 月極駐車場	逢阪一 丁目	S59.2	平面自 走式	14 台		9,000 円
西の庄 月極駐車場	西の庄	S54.6	平面自 走式	43 台		5,250 円
本丸町 月極駐車場	本丸町	S57.9	平面自 走式	27 台		10,000 円

唐崎駅前月極駐車場、西の庄月極駐車場は、市営住宅に近接している。

### 3. 歳入歳出決算状況

平成 21 年度から平成 23 年度の決算額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(歳入)			
駐車場使用料	274,615	274,769	262,049
土地使用料	2	2	2
建物使用料	17	173	173
繰入金	222,000	214,000	270,000
雑収入	921	197	3,056
前年度繰越金	1,869	8,343	2,562
歳入合計	499,426	497,486	537,845
(歳出)			
事業費合計	188,017	189,019	224,918
旅費	—	6	—
需用費	318	614	476
役務費	751	582	407
委託料	133,388	132,961	132,961
使用料及び賃借料	19,187	19,087	15,841
負担金・補助及び交付金	23,853	23,545	60,587
工事請負費	2,306	4,288	6,473
備品購入費	—	—	233
公課費	8,211	7,933	7,936
市債元金	253,121	261,359	269,741
市債利子	49,944	44,544	39,001
歳出合計	491,083	494,923	533,660
次年度繰越金	8,343	2,562	4,184

#### (1) 主な歳入項目

##### ① 駐車場使用料

平成 23 年度は、近隣に他社の時間貸駐車場ができた影響などで駐車利用台数が落ち込んだことにより減少している。駐車場別の駐車場使用料は、「4. 駐車場別収入の推移」を参考されたい。

##### ② 繰入金

一般会計からの繰入金である。

## (2) 主な歳出項目

### ①委託料、負担金・補助金及び交付金

平成 23 年度委託料のうち、浜大津都市開発株式会社（以下「浜大津都市開発」という）に対して、公共駐車場の指定管理料として 127,366 千円、月極駐車場の管理委託料として 5,447 千円支払っている。

また、明日都浜大津公共駐車場において、明日都浜大津施設管理組合法人へ明日都浜大津駐車場設備の管理費の負担金として 21,823 千円を支払っているが、明日都浜大津施設管理組合法人は、管理を浜大津都市開発へ委託しているため、結果的にこの負担金は、明日都浜大津施設管理組合法人を通して、浜大津都市開発へ支払っていることになる。この負担金も含めれば、事業費のうち合計 154,637 千円を浜大津都市開発へ支払っていることになる。

平成 23 年度事業費のうち浜大津都市開発に対する支払 (単位:千円)

科 目	内 容	金 額
委託料	指定管理料	127,366
委託料	月極駐車場管理委託料	5,447
負担金・補助金及び交付金	明日都浜大津管理負担金	21,823
合 計		154,637

駐車場事業特別会計の事業費の浜大津都市開発へ支払の占める割合は大きく、平成 23 年度においては、明日都浜大津公共駐車場の外壁改修工事負担金 37,013 千円があり歳出が増加しているが、駐車場事業特別会計の市債元金、利子を除く歳出金額 224,918 千円のうち、68.8%を占めている。

### ②使用料及び賃借料

使用料及び賃借料は、駐車場料金システム等のリース料である。

### ③公課費

消費税の負担分である。

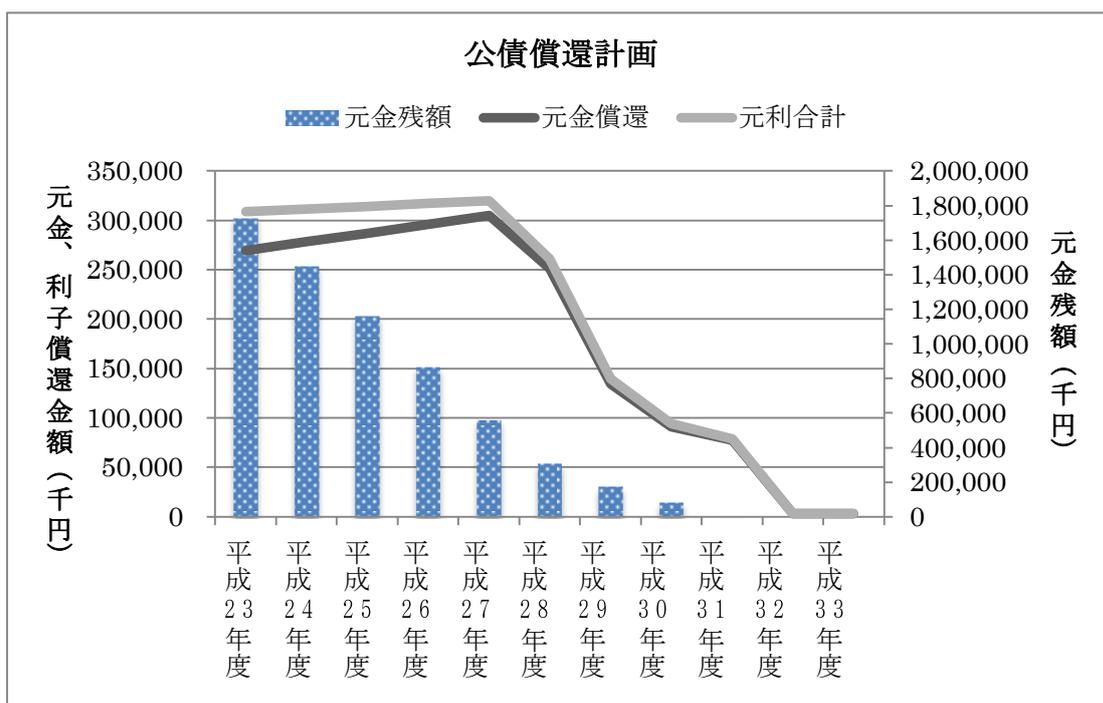
### ④市債元金及び市債利子

平成 27 年度まで、元金償還金額が年々増加していき、平成 33 年に全額償還される。今後の元金、利子の償還予定は次のとおりである。

市債の元金、利子の償還予定

(単位：千円)

	市債元金償還	市債利子償還	市債元金残額
平成 23 年度	269,741	39,001	1,726,425
平成 24 年度	278,271	33,308	1,448,154
平成 25 年度	286,954	27,464	1,161,199
平成 26 年度	295,793	21,463	865,406
平成 27 年度	304,794	15,300	560,612
平成 28 年度	251,552	9,486	309,059
平成 29 年度	134,025	5,519	175,034
平成 30 年度	91,049	3,035	83,984
平成 31 年度	77,689	1,293	6,295
平成 32 年度	3,116	110	3,179
平成 33 年度	3,179	47	—



#### 4. 駐車場別収入の推移

駐車場別の収支においては、歳出の大部分は駐車場管理委託料など駐車場に共通する固定費であることから、駐車場別の収入が重要となる。

各駐車場の過去 5 年間の各駐車場別の駐車台数と駐車場使用料収入の推移は、以下のとおりとなっている。

##### ①大津京駅前公共駐車場

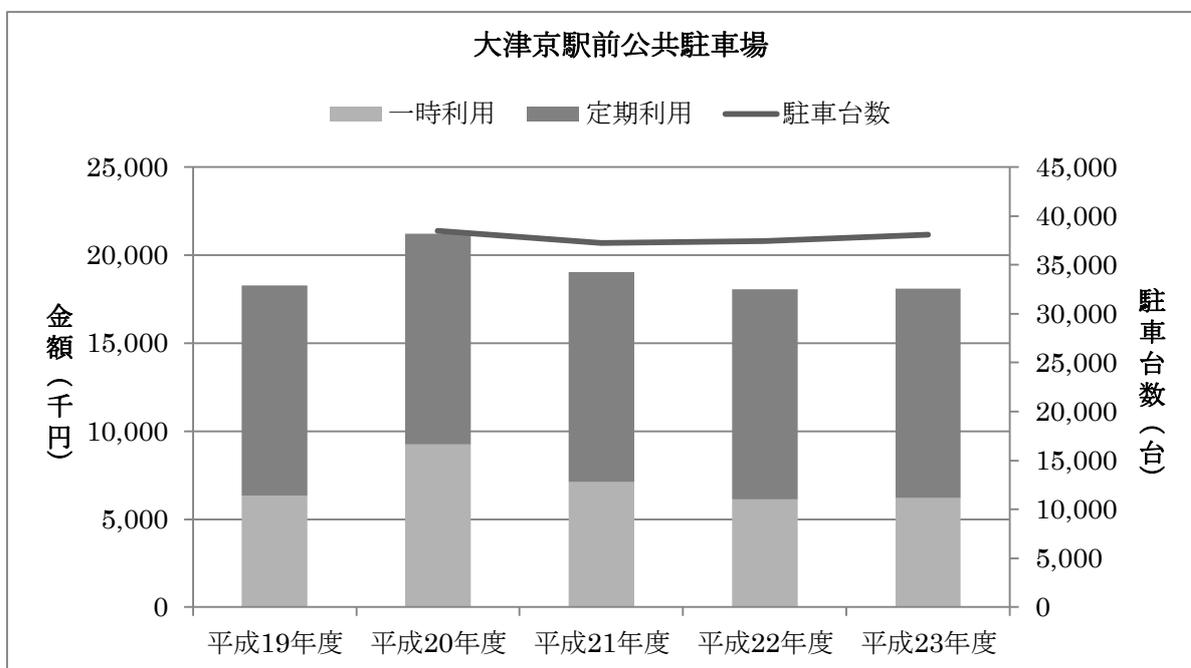
(単位：台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車台数	—	38,457	37,225	37,449	38,077

(単位：千円)

収入区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現金一時	5,600	8,072	6,438	5,408	5,478
回数券 150 円券	375	321	192	252	341
回数券 300 円券	366	486	315	351	246
プリペイド	—	372	175	105	122
一時利用 計	6,341	9,251	7,120	6,115	6,186
定期利用 計	11,922	11,951	11,914	11,929	11,914
合 計	18,263	21,202	19,034	18,044	18,101

平成 19 年度については、機械式に移行する以前であり、駐車台数の集計方法が異なっているため比較の対象としない。



大津京駅前公共駐車場において、駐車台数、駐車場使用料収入は、大きな変動はない。定期利用が 6 割を超え、定期利用の比率が高い。

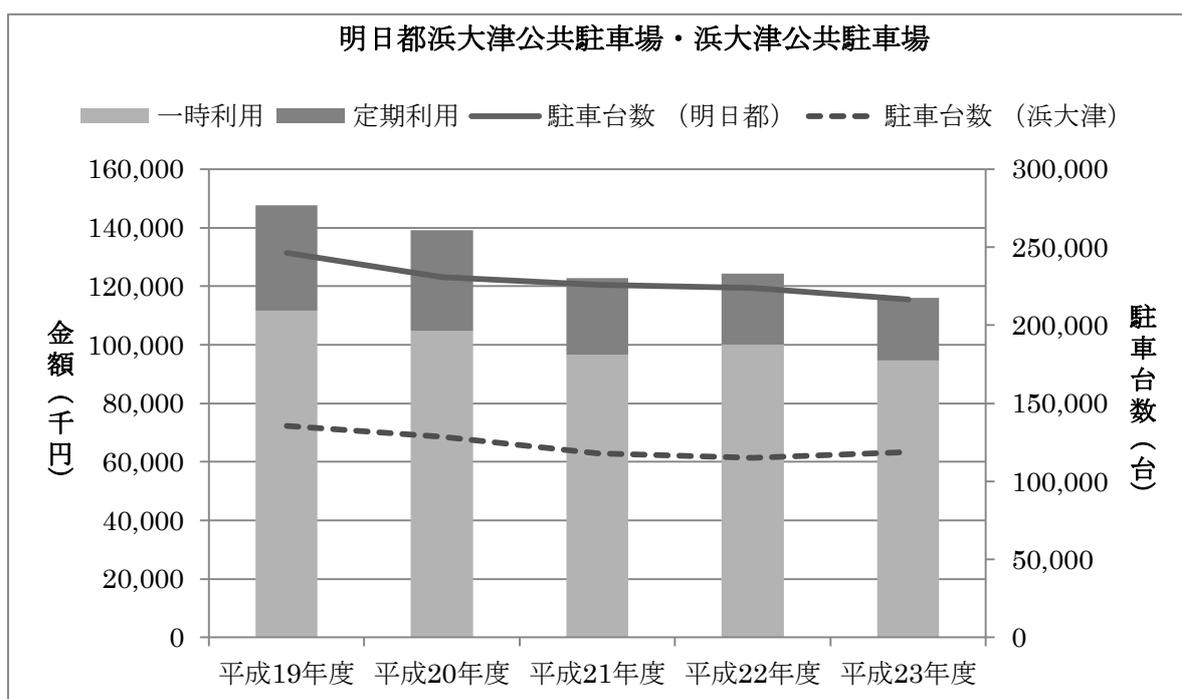
②明日都浜大津公共駐車場・浜大津公共駐車場

(単位：台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車台数 (明日都)	246,301	230,799	225,762	224,112	216,423
駐車台数 (浜大津)	135,609	128,696	118,117	115,018	118,906
合 計	381,910	359,495	343,879	339,130	335,329

(単位：千円)

収入区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現金一時	54,050	50,441	47,860	45,989	44,196
回数券 150 円券	8,343	6,819	5,829	6,393	5,930
300 円券	4,896	5,994	5,661	5,082	3,621
プリペイド	1,088	1,189	1,151	1,004	1,087
大津市施設利用	23,254	20,611	20,196	22,539	22,961
アーカス	5,663	3,994	3,432	3,564	3,931
一日駐車券	14,313	15,634	12,392	15,534	12,913
一時利用 計	111,606	104,681	96,521	100,105	94,638
定期 全日	1,753	734	530	2,283	3,077
夜間	285	190	131	48	—
屋上	34,140	33,645	25,620	21,810	18,420
定期利用 計	36,178	34,569	26,281	24,140	21,497
合 計	147,784	139,250	122,801	124,245	116,135



駅の利用者、商業施設の利用者等の一時利用者の割合が 80%を超えている。また、浜大津周辺の公共施設の利用者も約 20%を占めている。

明日都公共駐車場において、駐車場利用者は年々減少傾向にある。主な原因として、明日都浜大津内の商業施設の利用者が減少していることや、周辺の他の駐車場との競合などが考えられる。

平成 24 年 9 月に明日都浜大津のテナントである家電量販店コジマ NEW 大津店が撤退した。明日都浜大津は平成 16 年に、浜大津オーパが売上低迷で撤退し、その後にコジマ大津店が出店した経緯もあり、中心市街地活性化を目指した明日都浜大津の事業に大きな影響がある。コジマ NEW 大津店撤退後の新たなテナントを募集しているが、現在は決まっていない。

新たな入居者がいない状態が続けば、明日都浜大津公共駐車場において、今後、引き続き駐車場利用者が減少する恐れがある。

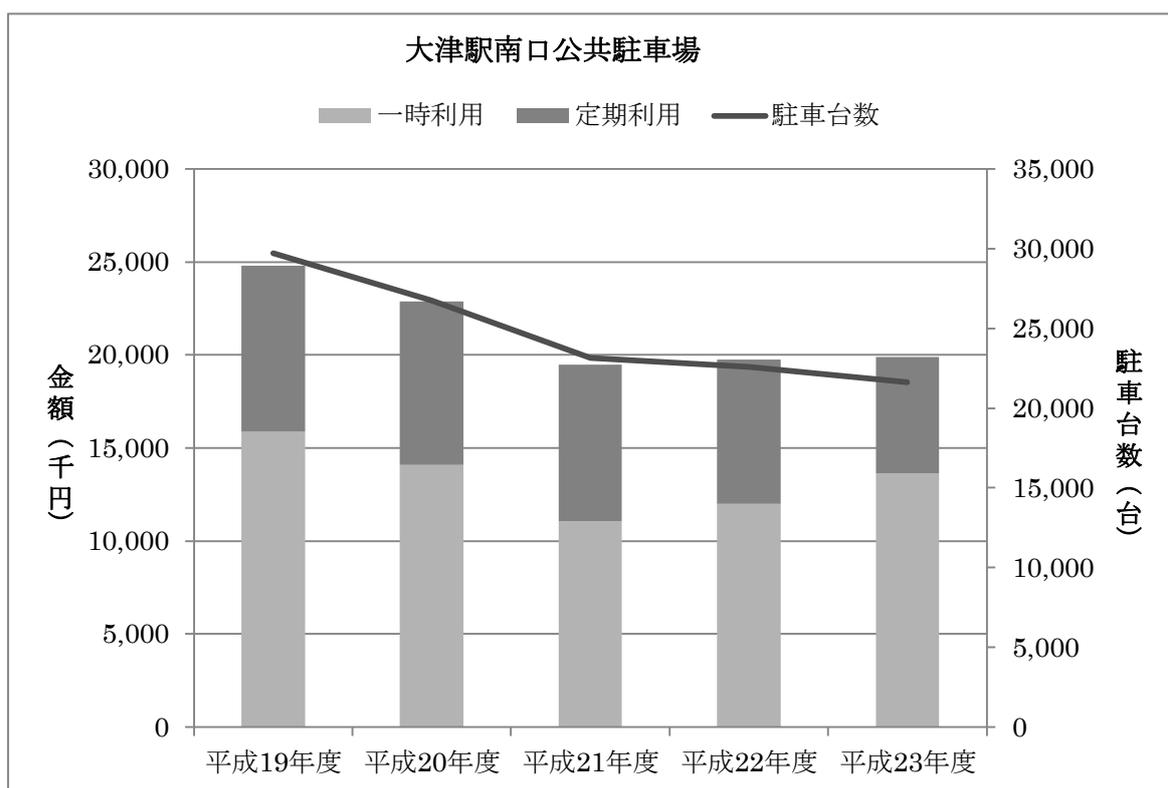
③大津駅南口公共駐車場

(単位：台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車台数	29,702	26,761	23,164	22,565	21,607

(単位：千円)

収入区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現金一時	4,837	3,891	3,399	3,579	3,285
回数券 150 円券	95	60	27	152	338
300 円券	117	84	12	1,017	2,055
プリペイド	694	668	561	676	583
一日駐車券	10,140	9,385	7,075	6,575	7,380
一時利用 計	15,883	14,088	11,073	11,998	13,641
定期利用 計	8,913	8,804	8,401	7,750	6,262
合 計	24,795	22,892	19,474	19,748	19,903



ここ数年、駐車台数、駐車場使用料収入とも横ばい傾向である。

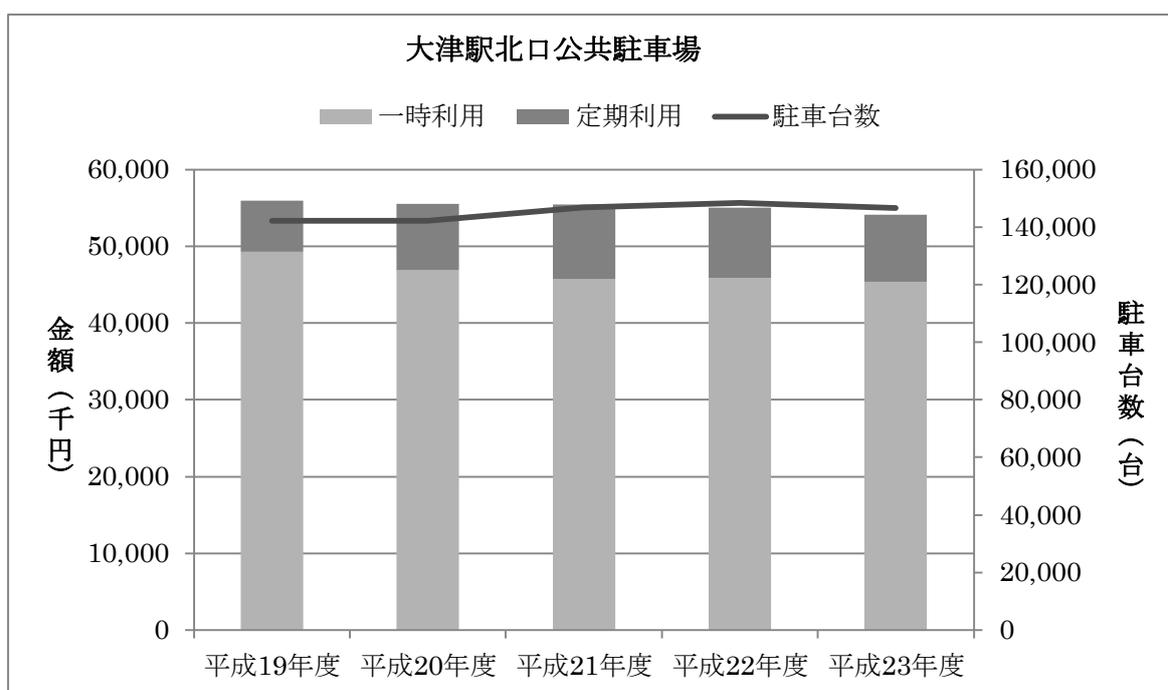
④大津駅北口公共駐車場

(単位：台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車台数	142,318	142,289	146,900	148,495	146,681

(単位：千円)

収入区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現金一時	37,109	34,624	33,211	33,495	32,831
回数券 150 円券	3,600	3,528	3,165	3,119	3,308
300 円券	6,663	5,748	5,022	4,476	4,065
プリペイド	1,906	2,965	4,325	4,808	5,224
一時利用 計	49,277	46,865	45,722	45,898	45,428
定期利用 計	6,727	8,711	9,734	9,161	8,742
合 計	56,004	55,576	55,456	55,058	54,170



定期利用の割合は少なく、一時利用が 80%を超える。駐車台数は減少しているが、駐車場使用料収入は大きな変動はない。

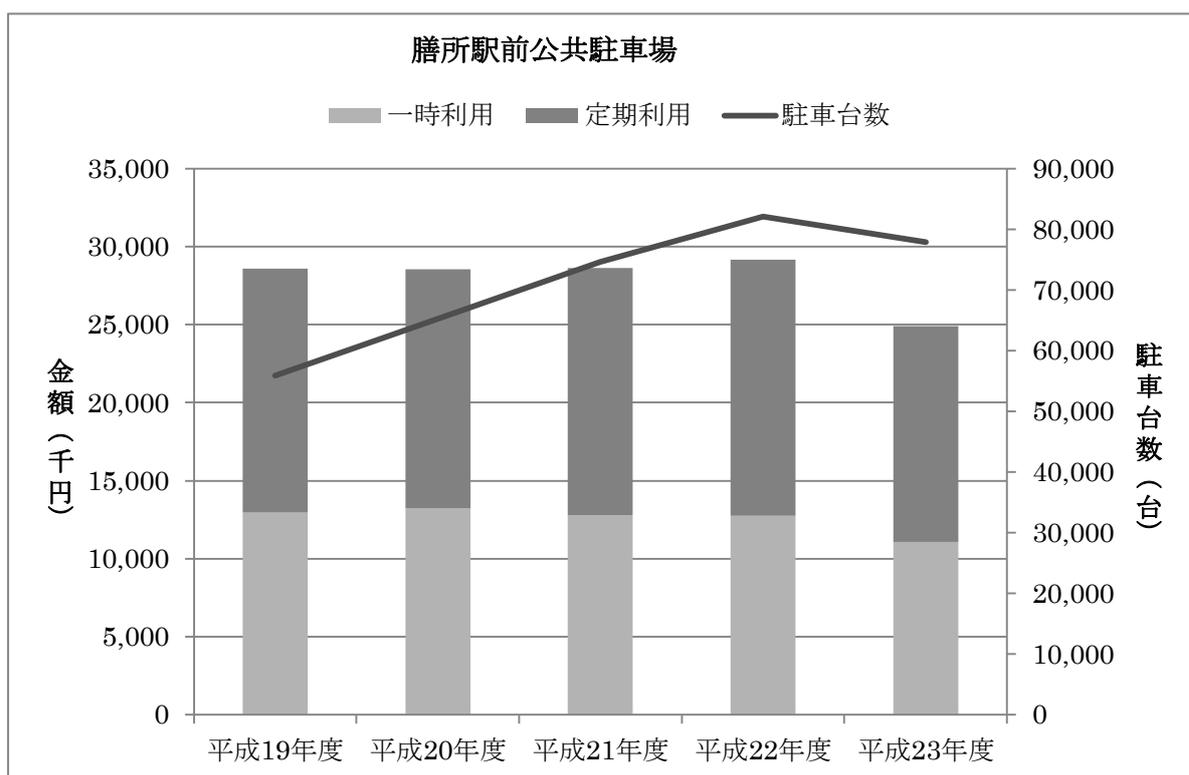
⑤膳所駅前公共駐車場

(単位：台)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
駐車台数	55,876	65,242	74,627	82,072	77,855

(単位：千円)

収入区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
現金一時	9,389	9,161	8,660	7,643	6,961
回数券 150円券	863	1,295	1,688	2,075	2,373
300円券	753	744	798	1,008	804
プリペイド	238	446	349	310	197
一日駐車券	1,725	1,590	1,285	1,700	725
一時利用 計	12,967	13,235	12,780	12,735	11,060
定期利用 計	15,624	15,322	15,876	16,416	13,846
合計	28,591	28,556	28,656	29,151	24,906



近隣に民間駐車場ができたことにより、膳所駅前公共駐車場の利用者が減少している。

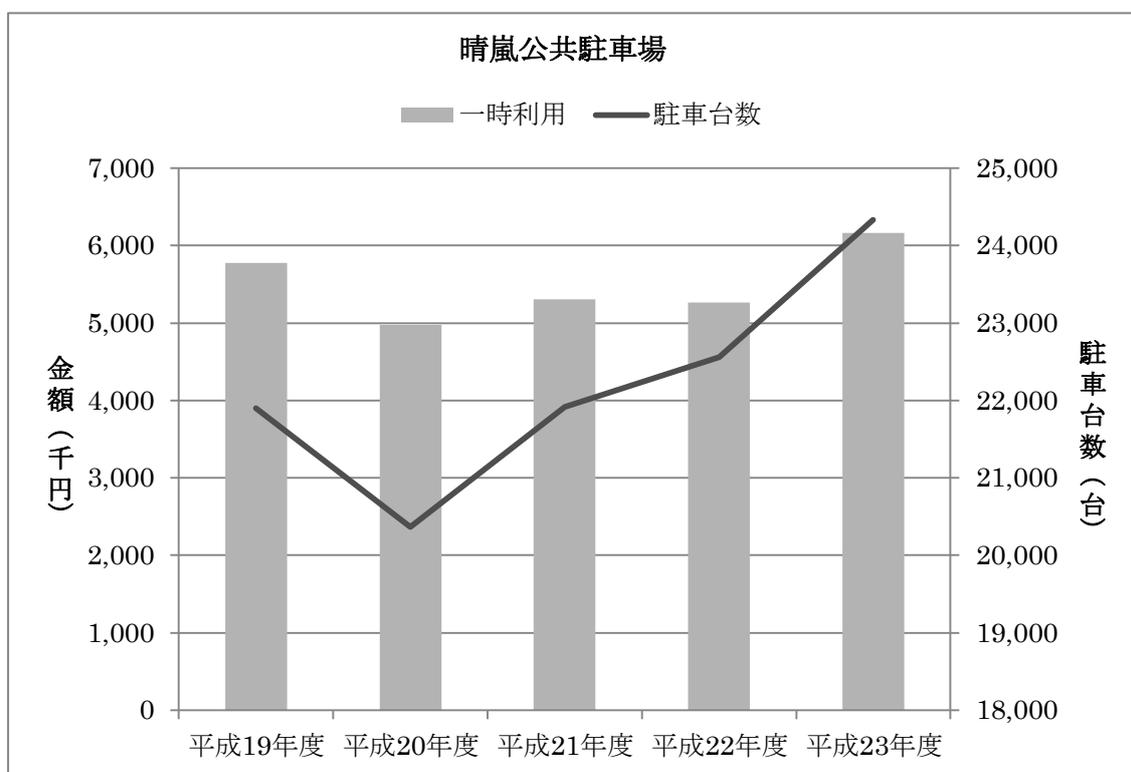
⑥晴嵐公共駐車場

(単位：台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車台数	21,896	20,363	21,914	22,563	24,336

(単位：千円)

収入区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
現金一時	4,623	3,442	4,103	3,939	4,749
回数券 150 円券	1,028	1,076	878	929	1,023
300 円券	123	459	312	366	339
プリペイド			16	27	54
一時利用 計	5,774	4,976	5,308	5,261	6,165



晴嵐公共駐車場には、定期利用はなく、すべて一時利用であるが、平成 23 年度は、駐車台数、駐車利用料収入ともに増加している。これは、近隣のスーパーが店舗駐車場の工事を行なったことから、買い物客の利用できる駐車場が不足したため、晴嵐駐車場の利用者が一時的に増加したものと考えられる。

## ⑦月極駐車場

(単位：千円)

駐車場名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
唐崎駅前月極駐車場	12,716	12,120	11,511	11,326	10,606
逢坂月極駐車場	3,641	3,652	3,652	3,586	3,641
逢坂第二月極駐車場	1,067	1,045	1,078	1,023	1,045
垣内月極駐車場	1,512	1,458	1,431	1,485	1,485
西ノ庄月極駐車場	2,447	2,447	2,483	2,603	2,672
本丸町月極駐車場	3,190	3,220	3,270	3,240	3,220
合計	24,572	23,942	23,425	23,263	22,669

唐崎駅前月極駐車場は、契約数が減少し、空き駐車場が増えたため収入が減少している。

## 5. 駐車場管理運営の状況

駐車場名称	契約形態	契約業者	契約期間	契約金額
大津京駅前公共駐車場 明日都浜大津公共駐車場 浜大津公共駐車場 大津駅南口公共駐車場 大津駅北口公共駐車場 膳所駅前公共駐車場 晴嵐公共駐車場	指定管理	浜大津 都市開発	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	127,366 千円 (単年度)
唐崎駅前月極駐車場 本丸町月極駐車場 西の庄月極駐車場 逢坂月極駐車場 逢坂第 2 月極駐車場 垣内月極駐車場	随意契約	浜大津 都市開発	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日	5,447 千円

駐車場事業の 7 カ所の公共駐車場、6 カ所の月極駐車場のすべての駐車場の管理業務は、建設部道路管理課から、外部に指定管理若しくは随意契約が行われている。現在、指定管理者、業務受託者は、すべて浜大津都市開発であり、大津市のすべての駐車場事業の管理業務を浜大津都市開発が行っていることになる。

大津市自動車駐車場条例等において、7 カ所の公共駐車場について規定しており、平成 18 年度から指定管理者制度が導入された。それ以前も公共駐車場は同じように浜大津都市開発へ業務委託を行っていた。

6 カ所の月極駐車場については、条例の定めはなく、指定管理者制度も導入されておらず、従来から引き続き浜大津都市開発に業務委託が行われている。

## II. 監査手続

- (1) 駐車場事業の事務管理を行っている道路管理課の担当者より、駐車場事業の概要についてヒアリングを実施した。
- (2) 歳入歳出決算書及びその明細書より決算数値の分析を実施した。
- (3) 指定管理者、業務委託者の浜大津都市開発に往査し、駐車場管理業務についてヒアリング、基礎資料を確認した。
- (4) 主な駐車場の現場視察を実施した。
- (5) 関係諸法令を参照した。

## III. 監査結果

### 1. 歳入処理の適正化

明日都浜大津公共駐車場の定期券売上金の計上において、平成 22 年度の駐車場使用料が前年割れとならないように、平成 23 年 4 月定期契約利用料の平成 23 年 4 月 1 日収納分 335 千円を、平成 22 年度に計上し、平成 22 年度歳入金額を過大に計上している。本来ならば、平成 23 年 4 月定期契約利用料で平成 23 年 4 月 1 日に収納されたものであれば、平成 23 年度の歳入に計上しなければならない。

なお、適正な処理に修正すれば、平成 22 年度の駐車場使用料は以下のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度 (決算額)		平成 22 年度 (決算修正額)	
	金額	金額	前年比	金額	前年比
駐車場 使用料	274,615	274,769	100.05%	274,434	99.93%

金額は僅少であるものの、このような歳入処理の事務執行は大きな問題であり、適正な処理を行われたい。

## IV. 意見

### 1. 随意契約理由の適正性

月極駐車場管理業務委託の随意契約更新の際に、浜大津都市開発と契約を継続する理由として、他の公共駐車場の管理業務を行っており業務の効率が図れる点のほかに、月極の入金口座は浜大津都市開発名義の口座となっており、委託業者が変更されると利用者が振込口座を変更しなければならないため、利用者に迷惑がかかる点があげられていた。

しかし、このような理由で契約を継続するのであれば、現在の委託業者の口座を使い続ける限り、委託業者の変更が困難になる。

また、実際には月極駐車場の駐車利用料金の収納方法は、利用者の口座から自動引き落としによって行われている。従って、管理業務委託業者が変更になっても、それぞれの利

利用者が振込口座を変更する必要はなく、利用者に迷惑をかけるようなことはない。自動引き落としができなかった場合には、利用者から管理業務委託業者の口座に振込むこととなるが、この場合でも、未納者へ督促状をその都度送り、督促状に振込先口座が記載されているため、問題は起こらない。

月極駐車場管理業務委託契約の随意契約を継続する理由のひとつとして、「入金口座の名義」とすることは不相当であった。委託業者選定手続きにあたり、随意契約を行う理由がないのであれば入札等により、委託業者の選定手続きを行う必要があり、随意契約を行うことが適切であるかどうか十分に検討されたい。

## 2. 指定管理者の管理運営方法の妥当性の確認

駐車場事業の大部分は、指定管理者である浜大津都市開発に管理運営が委ねられており、天津市の駐車場管理業務への関与度合いは低いように思われる。

主管課である道路管理課では、月に一度浜大津都市開発からの報告を受け、必要に応じて駐車場運営に関する協議が行われているが、指定管理者がどのように業務を行っているか、業務は適切になされているか、報告書は正しく作成されているか等の管理運営の確認がなされていない。元々、不正が生じやすい現金による収入を如何に適切に処理するかという仕組み（内部統制システム）を明確に指示しないまま指定管理者を指定している。指定管理者を指定すれば、あとは適切に運営されると考えるのは安直である。

駐車場使用料は、天津市の歳入である。万が一天津市営駐車場で料金等の不正が発覚した場合に管理責任を問われるのも天津市になる。このことを十分に認識した上で、指定管理者が駐車場使用料を適切に管理しているか、指定管理業務の内容が適切に運営されているかどうか、確認する必要がある。

## 3. 駐車場収入の網羅性について

駐車場利用料金収納の網羅性を検証するために、入庫した車両がすべて、適切に利用料金を支払って出庫したかを確認するために、入庫台数と出庫台数の差異分析は有効な検証方法である。

明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場においては、入出庫の履歴から入出庫台数の差異を分析、検証可能な駐車場管理システムが導入されているが活用されておらず、差異の内容の検証、確認は行われていない。

駐車場管理システムのデータから、駐車場別に月締めの入庫台数と出庫台数を集計すれば、差異が発生している [資料 1]

差異が発生している要因として次のようなケースが考えられる。

- ①月末が土曜日の場合には、土曜日に入庫し、24 時以降に出庫する利用者が多いため、翌月に出庫処理になるため発生する集計上のもの。
- ②精算機のトラブルによって、精算機が利用されず、職員が手精算で対応した場合。
- ③定期券利用者が入場券を発券して入庫した際、手動でゲートを開け出庫した場合。

④適切な精算が行われていない場合。

日々入庫台数と出庫台数の差異の管理・分析を行い、異常な差異がないか調査をする必要があり、また、手精算で対応した場合には、入場券を回収・保管し、回収した入場券の枚数を確認するなど適正な手続きを実施されたい。

また、大津駅北口公共駐車場においては、入庫台数のデータの記録がなされていないため、入庫と出庫の比較が不可能である。正確に把握するため、設備の導入を検討されたい。

大津駅北口公共駐車場以外の駐車場においては、分析は行われていないが記録資料は残っているため、今回差異の状況等は監査において把握できた。しかし、大津駅北口公共駐車場については、事後的な状況分析もできない状況であり、最もリスクを内在していると言える。

現在のように入庫台数と出庫台数の差異の検証が行われていない状態では、駐車場利用料金収納の網羅性に疑義が生じる。収入管理上大きなリスクを有する状態であり早急に改善されたい。

[資料 1] 駐車場毎の平成 23 年度月別入・出庫台数の差異

①大津京駅前公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫-出庫台数)
平成 23 年 4 月	1,435	1,432	3
平成 23 年 5 月	1,264	1,270	△6
平成 23 年 6 月	1,332	1,331	1
平成 23 年 7 月	1,473	1,474	△1
平成 23 年 8 月	1,200	1,200	0
平成 23 年 9 月	1,270	1,272	△2
平成 23 年 10 月	1,458	1,454	4
平成 23 年 11 月	1,459	1,459	0
平成 23 年 12 月	1,474	1,476	△2
平成 24 年 1 月	1,465	1,463	2
平成 24 年 2 月	1,425	1,426	△1
平成 24 年 3 月	1,645	1,645	0

大きな差異は発生していない。

②明日都浜大津公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫-出庫台数)
平成 23 年 4 月	18,017	17,939	78
平成 23 年 5 月	17,547	17,568	△21
平成 23 年 6 月	18,681	18,651	30
平成 23 年 7 月	20,717	20,734	△17
平成 23 年 8 月	18,752	18,708	44
平成 23 年 9 月	16,946	16,908	38
平成 23 年 10 月	17,956	17,950	6
平成 23 年 11 月	17,803	17,705	※98
平成 23 年 12 月	17,149	17,169	△20
平成 24 年 1 月	17,181	17,150	31
平成 24 年 2 月	17,456	17,415	41
平成 24 年 3 月	18,730	18,678	52

※日報によれば、11/25、11/26 において、自動精算機のトラブルが続きゲートを手動で開く状態となっていた。自動精算機にトラブルがあった場合、職員がレジ精算機にて精算するが、11/25 は自動精算機のトラブルがあったにもかかわらず、レジ精算機の精算が行われていないことから、料金が払われずに出庫している可能性が考えられる。

③浜大津公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫-出庫台数)
平成 23 年 4 月	10,270	10,231	39
平成 23 年 5 月	9,321	9,336	△15
平成 23 年 6 月	9,165	9,164	1
平成 23 年 7 月	10,849	10,837	12
平成 23 年 8 月	9,688	9,679	9
平成 23 年 9 月	9,725	9,721	4
平成 23 年 10 月	10,209	10,212	△3
平成 23 年 11 月	11,092	11,055	37
平成 23 年 12 月	9,135	9,123	12
平成 24 年 1 月	8,761	8,762	△1
平成 24 年 2 月	8,398	8,385	13
平成 24 年 3 月	9,096	9,087	9

4 月、11 月、12 月に差異が多く発生している。

## ④大津駅南口公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫-出庫台数)
平成 23 年 4 月	2,041	2,028	13
平成 23 年 5 月	1,947	1,959	△12
平成 23 年 6 月	1,817	1,821	△4
平成 23 年 7 月	1,922	1,911	11
平成 23 年 8 月	1,851	1,835	16
平成 23 年 9 月	1,617	1,612	5
平成 23 年 10 月	1,716	1,719	△3
平成 23 年 11 月	1,767	1,768	△1
平成 23 年 12 月	1,738	1,730	8
平成 24 年 1 月	1,612	1,614	△2
平成 24 年 2 月	1,716	1,704	12
平成 24 年 3 月	1,863	1,859	4

大きな差異は発生していない。

## ⑤大津駅北口公共駐車場

入場券発券機の入庫台数のデータが記録なされず、入庫台数データが集計できていないため、分析できない。

## ⑥膳所駅前公共駐車場

(単位：台)

年月	入庫台数	出庫台数	差異(入庫-出庫台数)
平成 23 年 4 月	4,738	4,734	4
平成 23 年 5 月	4,542	4,502	※40
平成 23 年 6 月	4,761	4,765	△4
平成 23 年 7 月	5,209	5,192	※17
平成 23 年 8 月	4,731	4,723	8
平成 23 年 9 月	4,769	4,766	3
平成 23 年 10 月	5,125	5,129	△4
平成 23 年 11 月	4,787	4,781	6
平成 23 年 12 月	5,346	5,344	2
平成 24 年 1 月	4,377	4,369	8
平成 24 年 2 月	4,578	4,566	12
平成 24 年 3 月	5,099	5,080	19

※5/10、5/29、精算機のトラブルにより手精算にて 17 台が行われている。

※7/25、同じく精算機のトラブルにより、手精算にて 10 台が行われている。

## ⑦晴嵐公共駐車場

フラップ式精算方式の駐車場であり、入庫と出庫の差異は原則発生しない。

### 4. 駐車利用券の管理

#### (1) 廃棄の処理

現在、駐車利用券は、磁気カード方式を利用している。現場管理事務所では、日々回収された駐車利用券は、精算機の回収件数と実際の駐車利用券との枚数を照合して適切に枚数管理されていた。

ただし、回収された駐車利用券は、再利用されるため、本社事務所に集められ、まだ利用可能な券と、古くなって利用不可能な券に分けられる。そして、再利用不可能な券は、浜大津都市開発の担当者がシュレッダーを随時行い、廃棄しているということである。しかし、この処理方法では、後日、適切に廃棄処理がなされたかどうか、確認できない。

駐車利用券は何度でも再利用できるため、その廃棄処理が適切になされたかどうかという確認は非常に重要である。従って、その都度、シュレッダーをするのではなく、適切な時期にまとめて、駐車利用券の廃棄処理に関する承認手続き後に、複数人のもとで廃棄処理をすべきである。駐車利用券は金銭等価物であり、慎重に取り扱いをすべきである。

#### (2) 販売済未利用枚数の管理

駐車利用券は、販売した枚数及び回収した枚数は、その都度、把握、管理されているが、現在、市中に販売された未利用の駐車利用券の残高については全く把握していない。

大津市としては、駐車利用券の未利用分は、将来に駐車場サービスを提供しなければならない債務を負っていることであり、この債務を全く把握していないことは問題である。

また、仮に偽造利用券や不正な利用が起こり、駐車利用券を販売している枚数よりも、利用される枚数のほうが上回るというようなことが起こっていても発見できないことになる。

本来は回数券も連番による管理番号をもって管理すべきであるが、今後、少なくとも販売枚数と回収枚数、未利用残高を把握、確認をされたい。

なお、今回の監査において、平成 23 年度の駐車利用券 150 円、300 円、一日券の年間の販売枚数、回収枚数の状況を集計したところ、いずれも回収枚数が販売枚数を上回るといった異常な事実は確認されなかった。

### 5. 定期利用の管理

#### (1) 定期利用契約の管理

現在、明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場において、「定期駐車券申込リスト」を毎月作成しているが、特定の月を抽出して照合したが、申込みリストに既に解約した利用者が残っており、合致しなかった。

定期利用券の利用者のあるべき件数と現金収納された件数とを照合する必要がある。集

計された現金収納額が、本当に本来計上されるべき金額であるのか検証をする必要がある。

毎月、発行している定期利用券の管理番号を記載した定期利用者のリストを作成し、実際の現金収納額を照合して、定期利用の収入額が正しいことを確認すべきである。

## (2) 全日定期利用券の流用

明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場においては、定期券に全日定期利用券（橙色）、屋外定期利用券（緑色）、夜間定期利用券（青色）の3種類があるが、屋外定期は、平成12年4月よりサービスを開始したが、当時屋外定期利用券（緑色）は、印刷されず、全日定期利用券（橙色）に「屋外」と表示して、磁気情報は「屋外」の記録をして使用していた。その後、平成19年1月に屋外定期利用券（緑色）が印刷されるも、全日定期利用券は、利用者が少なく券が余るという理由で、屋外定期利用券として利用している。

なお、過去に全日定期利用券を屋外定期利用券に流用されたもので、定期利用申込書と照合した結果、平成19年から平成20年の間に、発券されたと思われる全日定期利用券が7件照合できなかった。使用者が特定できない定期利用券が存在することになり、不正利用の恐れも考えられる。

別々の契約内容を区分するために券の色を変えて作成しているにもかかわらず、券が余るからといって流用することは、誤認の原因となり望ましくない。利用券の流用をせず、利用券の管理を徹底されたい。

## (3) 定期利用券の磁気情報の有効期限

定期利用者は、必ず1ヶ月毎の更新制となっており、継続する場合においても、更新の手続きをとらなければならない。更新手続きの際には、定期利用券に新たな契約期間の磁気情報を記録することになっているが、システム上、定期利用券の磁気情報の記録には、契約期限の最大期間の制限がない仕組みとなっている。

無期限の定期利用券を作成することも可能であり、システムの運営上問題があり、契約期間が1ヶ月以上の定期利用券の磁気記録が作成できないようにシステム上の制限を設けることが望ましい。早期にシステムの修正ができない場合でも、定期利用券の履歴データから、異常な有効期限の定期利用券の利用がないかどうか確認を行うなど注意を払われたい。

## 6. 現金有高表の保管

駐車料金を精算機から回収し、現金有高表を作成し、現金残高の確認を行っているが、その後、現金有高表は保管されずに廃棄されている。

現金有高表は、現金を実査し、確かに現金が実在したという重要な証拠資料であり、適切に管理保管すべきである。

## 7. 一般会計からの繰入金について

特別会計によって、公営企業は、個々の住民に対して一定の財貨又はサービスを提供し、

それに要する経費を使用料等で回収し、活動していく独立採算制の原則により運営されている。また、駐車場事業は、地方財政法 5 条 1 項により、地方財政法上公営企業とみなされている。

しかし、この基本原則を堅持しながら、公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計から繰入をすることができる。一般会計から繰入をすることができる経費について、地方財政法第 6 条に次のように定められている。

- ・その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。
- ・当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。
- ・災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき。

なお、総務省より通知されている「平成 23 年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（平成 23 年 4 月 26 日）において、駐車場事業について、以下のように具体的な算定方法が示されている。

(1) 駐車場の整備促進に要する経費	
①趣旨	都市機能の確保、商店街復興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。
②繰出しの基準	平成 21 年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成 21 年度の地方公営企業の繰出金について」（平成 21 年 4 月 24 日付け総財公第 69 号）の第 11(2)アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る）の建設費に係わる企業債の利子支払額の 10 分の 8 とする。

しかし、大津市駐車場事業特別会計においては、上記総務省の通知は繰入金の一定の目安としながらも、大津市駐車場事業の性質上、大規模な設備投資が必要であり、それを多額の市債により資金調達しており、その償還の負担が重いことから、収支の不足分を経営改善助成金として一般会計から繰入れている。

平成 23 年度一般会計からの繰入金の内訳 (単位:千円)

総務省の通知による基準			
1. 駐車場の整備促進に要する経費	建設費に係わる企業債の利子支払額の 10 分の 8	39,002×80%	31,201
経営改善助成金			238,799
実繰入金			270,000

総務省の通知は、強制力のない目安でありながらも、繰入金はその基準を大幅に超えている。原則的に一般会計からの繰入金なしで収支均衡すべきであり、収支不足分を経営改善助成金として一般会計から繰入れることは好ましいことではない。駐車場使用料収入の増加を図る一方で、より一層の経営効率化を図り、一般会計からの繰入金の抑制に努められたい。併せて、公共駐車場、月極駐車場とも、市民の税金を繰入れる駐車場事業の意義を明確にされたい。

## 8. 指定管理契約について

### (1) 指定管理者選定委員の構成

平成 18 年度から 7 公共駐車場については指定管理者制度に移行した。指定管理者の選定時には、浜大津都市開発を含む 2 社の応募があり、選定委員会にて浜大津都市開発が指定管理者として選定され、管理業務を行っている。

浜大津都市開発は、平成 9 年 5 月に浜大津再開発事業の明日都浜大津施設の主に管理運営業務を行うため設立された。大津市は議決権の 30%を有する筆頭株主であり、役員には大津市の前副市長があたっており、第 3 セクターの法人である。

大津市は、平成 10 年 3 月の明日都浜大津施設の開業とともに、明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場の管理運営業務を浜大津都市開発に委託した。その後、平成 16 年 4 月に大津市サービス公社から他 5 公共駐車場の管理業務が移管されている。

平成 23 年度では、浜大津都市開発に対して、駐車場事業の公共駐車場の指定管理料 127,366 千円、月極駐車場の管理料 5,447 千円、その他、明日都浜大津駐車場設備の負担金として明日都浜大津施設管理組合法人を通して、浜大津都市開発へ業務委託料 21,823 千円が支払われている。これらの浜大津都市開発への支払は、平成 23 年度駐車場事業特別会計の市債元金、利子を除く歳出金額 224,918 千円のうち、68.8%を占める。

このように浜大津都市開発は、大津市の駐車場事業において、大きな役割を担っているが、特に、明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場においては、明日都浜大津施設全般を浜大津都市開発が管理業務を行っていることからより関係が強いといえる。

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するものである。このため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く募集し、最も適切なサービスの提供者を選定する必要がある。単なる価格競争による競争入札とは異なり、その指定管理者の選定は、公正、公平に行われなければならない。

今回（平成 21 年度から 5 年間）の指定管理者の選定委員会の構成委員は、大津市の職員 5 人、外部委員 2 人で選定が行われた。しかし、大津市の第 3 セクターである法人を候補にするような場合にはより独立的な立場の委員によって選定を行うことにより、対外的にも公正な選定が行われたことを示す必要がある。今後、大津市の関連団体が候補者になる場合には、少なくとも過半数は市職員以外の外部有識者を委員とすることが望まれる。

### (2) 利用料金制度の採用

現在、駐車場事業は、周辺に類似の駐車場が開業されるなど競争が激化しており、公共駐車場利用者が減少している。一方で、民間大手の駐車場運営会社は、利用者のニーズに応えたきめ細かな料金設定など柔軟な対応を図り業績を伸ばしているという報道もなされている。

大津市公共駐車場では、まだ利用料金の上限の設定がないが、最近では、一日最大利用

料金を設定をしている駐車場が多い。明日都浜大津公共駐車場、浜大津公共駐車場に隣接する滋賀県道路公社が運営している大津港駐車場においても、駐車特別サービスとして、一日最大料金の設定があり、平日 800 円、土・休日 1,000 円としている。大津市公共駐車場は、上限金額の設定がないことから、利用者が減少していくことも考えられる。駐車場利用料金等サービスを環境変化に柔軟に対応させて利用を促進しなければならない。

しかし、公共駐車場においては、駐車利用料金の変更は、条例改正を必要とし、どうしても経営環境の変化への対応が遅れる。現在の大津市駐車場事業の指定管理者制度は、駐車場使用料を大津市の歳入とし、大津市は指定管理者へ一定額の管理料を支払う形態をとっているためサービスの硬直化が起りやすい。

指定管理者制度では、駐車場利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制度を採ることもできる。駐車場使用料は、条例で定める範囲内で、指定管理者が大津市の承認を受けて定めることにし、施設の維持管理にかかる費用は、委託料と指定管理者が収受する利用料金で賄う。このことにより、指定管理者の裁量の範囲が増え、指定管理者の自主的な経営努力を発揮させ、環境変化に柔軟に対応を図ることができるようになる。

環境変化に柔軟に対応し、きめ細かなサービスを提供し、駐車場利用者数を伸ばすために利用料金制度についても検討されたい。

### (3) 指定管理業務の契約単位の区分

現在、時間貸しの 7 駐車場は不特定多数の利用者を対象とし公共性が高いため、公共駐車場として大津市自動車駐車場条例等で規定しており、指定管理者制度を導入している。

一方、月極駐車場は、平成 16 年 4 月にサービス公社から移管を受けたものであるが、利用者は限定され公共性も相対的に低いことから大津市自動車駐車場条例等の対象とはなっておらず、指定管理者制度は導入せず、業務委託契約を別途行っている。

しかし、実際の管理業務は、時間貸駐車場として指定管理者制度の対象となっている大津駅北口駐車場、大津京駅前駐車場においても月極と同じように月極契約の口座引落手続きがあり、月極駐車場の管理と類似の事務処理が行われている。

月極駐車場管理委託の契約締結時に、その随意契約を行う理由として、「業務内容が、指定管理者が行う「定期」業務と事務処理手順が同一であり、窓口の統一化や利便性の向上を図るために指定管理者と随意契約する」ともなっている。

このように、時間貸駐車場は条例で定めているため指定管理者制度を、月極駐車場は条例で定めていないため業務委託契約というように別々に管理形態を区分しているが、結果的に同一の事業者が管理運営をさせている。

月極駐車場の業務委託契約締結時に、管理費として 1 人分年間 3,405 千円の人件費が見積もられているが、月極駐車場も時間貸しも公共駐車場の定期業務とまとめれば、効率性があがる余地がある。そもそも、月極駐車場については利用者が限定され公共性が低い事業であるので管理費を支払ってまで、行政が事業を実施すべきか否かという問題もある。

一方で、公共駐車場においては、管理対象駐車場 7 公共駐車場を一括して指定管理者を

募集する方法だけではなく、効率的な業務が行われるように業務の類似性という切り口で区分し、いろいろな可能性を考慮して、どのような契約単位で行うことが大津市にとって最善かという観点から指定管理業務の範囲の見直しも検討されたい。